

ガラス製、陶磁器製又はホウロウ引きの器具又は容器包装

食品、添加物等の規格基準(昭和34年 厚生省告示第370号)
最終改正: 令和7年内閣府告示第95号

(1)ガラス製の器具又は容器包装

1.溶出規格					
区分			カドミウム規格値	鉛規格値	分析料金 (税別・円)
液体を満たしたときに その深さが2.5cm以上のもの*	加熱調理用器具		0.05 µg/mL以下	0.5 µg/mL以下	15,000
	加熱調理用器具以外	容量600mL未満	0.5 µg/mL以下	1.5 µg/mL以下	
		容量600mL以上3L未満	0.25 µg/mL以下	0.75 µg/mL以下	
		容量3L以上	0.25 µg/mL以下	0.5 µg/mL以下	
液体を満たせないもの又は液体を満たしたときにその深さが2.5cm未満のもの**			0.7 µg/cm ² 以下	8 µg/cm ² 以下	

2.回収して繰り返し使用する清涼飲料水(原料用果汁を除く。)の容器包装は、透明なものであること。

製造に関する規制のため分析試験項目はありません。

3.回収して繰り返し使用する乳等(牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳、クリーム、調製液状乳、発酵乳、乳酸菌飲料及び乳飲料に限る。)の販売用の容器包装は、透明なものであること。

製造に関する規制のため分析試験項目はありません。

(2)陶磁器製の器具又は容器包装

1.溶出規格					
区分			カドミウム規格値	鉛規格値	分析料金 (税別・円)
液体を満たしたときに その深さが2.5cm以上のもの*	加熱調理用器具		0.05 µg/mL以下	0.5 µg/mL以下	15,000
	加熱調理用器具以外	容量1.1L未満	0.5 µg/mL以下	2 µg/mL以下	
		容量1.1L以上3L未満	0.25 µg/mL以下	1 µg/mL以下	
		容量3L以上	0.25 µg/mL以下	0.5 µg/mL以下	
液体を満たせないもの又は液体を満たしたときにその深さが2.5cm未満のもの**			0.7 µg/cm ² 以下	8 µg/cm ² 以下	

(3)ホウロウ引きの器具又は容器包装

1.溶出規格				
区分		カドミウム規格値	鉛規格値	分析料金 (税別・円)
液体を満たしたときに その深さが2.5cm以上のもの	加熱調理用器具であって容量が3L未満*	0.07 µg/mL以下	0.4 µg/mL以下	15,000
	加熱調理用器具以外のものであって容量が3L未満*	0.07 µg/mL以下	0.8 µg/mL以下	
	容量が3L以上のもの**	0.5 µg/cm2以下	1 µg/cm2以下	
液体を満たせないもの又は液体 を満たしたときにその深さが 2.5cm未満のもの**	加熱調理用器具	0.5 µg/cm2以下	1 µg/cm2以下	
	加熱調理用器具以外	0.7 µg/cm2以下	8 µg/cm2以下	

<溶出条件>

* :4%酢酸を充填し常温暗所で24時間

** :4%酢酸を用い常温暗所で24時間

<検体必要量>

* :内容量20mL以上のもの1ヶ以上(容量が20mL以下の場合、20mL採取可能な個数)

** :内容量20mL以上あるいは表面積10cm²以上を採取可能な個数
(ホウロウ引きのものであって容量が3L以上のものは、試験片を作成して試料とする)